

埧町勤労者互助会は、町内の事業所で働く勤労者が力を合わせ、勤労者の福祉の向上と事業所の発展を図ることを目的として活動している団体で、個々の事業所では難しい福利厚生事業（共済事業やレクリエーション事業など）を行っています。

埧町勤労者互助会



加入対象者

- 埧町内に事業所を有する事業所の従業員及び事業主並びに埧町に居住する勤労者

※勤務する事業所に労働組合のある方や臨時従業員の方、パートの方その他これに準ずる勤務の方は加入できません。

加入手続き・会費

- 事務局へ入会金 **1,000** 円をご持参のうえ、加入届をご提出ください。

※加入申し込みは随時受け付けています。

- 会費は年額 **1,000** 円です。

主な事業内容

○保険給付事業

小さい力でもみんなの協力で幅広い保険給付が得られる、相互扶助の精神に基づいた勤労者のための事業です。会員本人や会員の家族の方を対象に、祝金や見舞金などを給付しています。

※裏面をご参照ください。

○貸付事業

生活資金や住宅資金や教育資金の貸付事業となります。

※詳細は裏面をご参照ください。

○レクリエーション事業

会員同士の親睦と交流を深めるため、レクリエーション事業を実施しています。

埧町勤労者互助会事務局

〒963-5492 埧町大字埧字大町三丁目 21 番地

埧町役場 まち振興課 商工観光係

TEL : 0247-43-2112

FAX : 0247-43-2116

【保険給付金の内容(令和7年4月現在)】

弔慰金

- 会員（扶養親族のあったもの）
.....20,000 円
- 会員（扶養親族のあったもので、公務による場合）30,000 円
- 会員（扶養親族の無かったもの）
.....10,000 円
- 会員の死亡（扶養親族の無かったもので、公務による場合）20,000 円
- 配偶者.....10,000 円
- 扶養親族（父母、子） 5,000 円
- 会員が葬儀を行わない上記の事由及び
生後1カ月までの乳児.....3,000 円

お祝い金

- 会員の結婚.....20,000 円
- ※結婚祝金の支給について、加入1年未満の者は給付額の2分の1とする。

退会餞別

- 入会して5年以上のもの
.....5,000 円
- 入会して10年以上のもの
.....10,000 円

【埴町勤労者互助会資金貸付制度】

【利用できる方】

- (1) 埴町勤労者互助会の会員であること
- (2) 同一事業所に引き続き勤務することが見込まれる方
- (3) 満20才以上の方
- (4) 貸付金の返済が確実と認められる方
- (5) 会費を完納している方
- (6) 入会后1か月以上経過している方
- (7) 原則として、賃金等から返済金を天引きできる事業所に勤務している方

【貸付金額】

会員1人につき、1口を10,000円として
30口(300,000円)以内

【申込方法】

所定の申込書により、1口につき100円の申込金を添えて埴町勤労者互助会事務局(役場まち振興課)へお申込み下さい。なお、申込みにあたっては、所属事業所の承認が必要となります。